

# 令和4年美郷町議会議事録

第1回 定例会 (第6号)

招集年月日	令和4年 2月 28日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和4年 3月 14日 午前 9時30分				
		議長 福島教次郎				
	閉会	令和4年 3月 14日 午後 1時40分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席12名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	籾根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
4	日高学	○	12	西嶋二郎	○	

会議録署名 員	12番	西嶋二郎	1番	西原慎治
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	山根啓史
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年美郷町議会第1回定例会議事日程  
(第6号)

令和4年3月14日(月) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	行政報告
3	一般質問
4	委員会審査報告及び質疑
5	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第 4号 美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 5号 美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別、偏見等防止条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 6号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 7号 美郷町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 9号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

	<p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第10号 令和4年度美郷町一般会計予算</p> <p>議案第11号 令和4年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</p> <p>議案第12号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第13号 令和4年度君谷診療所特別会計予算</p> <p>議案第14号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第15号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算</p> <p>議案第16号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第17号 令和4年度美郷町簡易水道事業会計予算</p> <p><b>【一般事件案】</b></p> <p>議案第18号 広島市と島根県邑智郡美郷町の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について</p> <p>議案第19号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p>
6	<p>発委の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>発委第 2号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例について</p>
7	<p>議員派遣の件</p>
8	<p>委員会の継続審査調査付託</p>

(開会 午前 9時 30分)

●**福島議長**

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・西嶋議員。1番・西原議員を指名いたします。

日程第2、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●**福島議長**

番外、町長。

●**嘉戸町長**

おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、2点ご報告をいたします。

1点目は、長寿県長寿町の商標登録についてです。施政方針でも特許庁の審査を終え、間もなく登録が完了すると申し上げましたが、3月4日に登録証が届き2月14日付けで商標登録がされました。今後10年間、食品、飲料、農作物、化粧品などの10の分類で、長寿県長寿町と銘打てるようになります。美郷町の商標登録は、山くじらのデザイン2件、美肌県美肌町に続き、4件目となります。町民の健康長寿を伸ばす取り組みのスローガンとして、町民と共有するとともに、美郷町や美郷町産品PRのキャッチフレーズとして、知名度の向上や活性化に活用していきたいと思います。

2点目は、職員の退職、採用予定についてです。3月31日付の退職予定者は4人、4月の新規採用職員は2人を予定しています。以上で報告を終わります。

●**福島議長**

町長の行政報告が終わりました。

日程第3、一般質問を行います。

通告7までの一般質問が終了しておりますので、本日は、通告8から通告10までの一般質問を行います。

通告8、5番・中原議員。

●**福島議長**

5番、中原議員。

●**中原議員**

おはようございます。5番、共産党の中原です。本日1番の質問になりますけども、よろしくお願ひしたいと思います。今日は民生委員、それから、訪問介護ヘルパーの欠員問題について、質問いたします。町長の施政方針の3つの重点分野の取り組みの一つで、安全、安心、健康で、不便の少ない町民の暮らしの実現という項目があります。その3番に、長寿県長寿町ですね、今、商標登録が完了したというご報告ありましたが、この長寿県長寿町への取り組みに関わって質問させていただきます。この施政方針演説の中で、町長からですね、島根県は、100歳以上の人口割合が、9年連続全国1位の長寿県であり、その中で美郷町の100歳以上の人口割合は、県内19市町村中、毎年1位、2位をキープする全国有数の長寿の町ですと述べられました。そして、それに続けてですね、第3次美郷町地域福祉計画を策定して、困り事や相談への総合的な対応に加え、町の地域福祉のネットワークづくりに取り組んでいきたい。このように思い

ます。子どもから高齢者、障がい者など、幅広く町民が交流し集う場所づくりや、町民の支え合い活動が各地域で行われるよう自治会や関連機関との連携、協力して進めていきたいと思っております。こういうふうにも述べられております。昨年3月に編集されました第8期美郷町高齢者福祉計画によりますと、75歳から84歳までの人口は、令和12年までは増加していく。また、85歳以上の人口は、今後10年間横ばいで推移すると、こういうふうに見込んでおられます。さらに、独居、ひとり暮らしですね、独居高齢者の世帯や高齢者のみの世帯が増えており、全世帯の約5割、だから1000世帯ぐらいになりますかね。なっていると。それから、そのうち75歳以上の独居夫婦世帯は3割を占めると言いますから、600世帯ぐらいがですね、75歳以上の独居夫婦世帯になると思われまして、こうした町にありまして、いつまでも安心して住み続けるため、地域の絆や助け合いが何より大切だと思っております。その絆を支える上で大切な役割を果たしてきたのが、民生委員・児童委員、これは、民生委員さんの歴史は100年に及びますけれども、戦後ですね、子どもさんたちの課題が大変増えているということで、新たに児童福祉法により、民生委員は、児童委員を兼ねることになっております。また、介護の必要な高齢者と、その家族の生活を支える上で大切な役割を果たしているのが、訪問介護ヘルパーです。社会の奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、および必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。これが民生委員法の第1条に定められている民生委員の役割であります。また、民生委員さんは、地方公務員法に規定される非常勤の委員でありまして、県の特別職地方公務員、活動に伴う経費は支給されますが、報酬は支給されません。民生委員は、先ほどもちょっと触れましたが、1つ、住民の生活実態の適切な把握。2、生活に関する相談、助言、援助。3つ、福祉サービスについての情報の提供。こういうふうになっておりまして、付け加えられました児童委員の仕事としては、1つ、児童、妊産婦の生活や環境の把握、2つ、児童妊産婦の保護、保健福祉サービスの利用のための情報提供、3つ、児童の健全な育成についての機運醸成などの活動に取り組んでいます。大変な活動量、分野だと思われまして。また、訪問ヘルパーさん、訪問介護員ですね。この方々は、介護保険法に基づく訪問介護を提供する専門職であります。在宅で生活している要介護認定を受けている方々のお宅を訪問し、介護や生活支援を提供しています。また、介護には、食事や入浴、排せつ等の支援、こういった身体介護もあります。また、外出支援の移動介助が含まれます。また、生活援助としては、調理や洗濯、買物等の援助や代行を行っています。先ほど触れましたように、地域全体の高齢化が進行し、隣近所の助け合いで慣れて成り立ってきた集落であります。その機能が次第に働かなくなってきております。私なども、近所の雪かきを10年前ぐらいまでは手伝ったりしてきたんですが、ここに来てですね、ご近所のお手伝いの頃ではない、自分とこの雪もはねられないと、こういう状況になってきております。そこで、民生委員・児童委員や、ヘルパーに頼らざるを得なくなりまして、身よりのない高齢者の葬式の手配やあるいは入院等の付添い、除雪など、その役割を超えた依頼もあるようになるなどの状況が出ております。12月に民生児童委員の改選期を迎えていますが、民生委員は成り手不足で、いずれも欠員が生じております。埋まらない状態です。民生委員については、33人の定員に対して7人の欠員が生じております。この問題の解決は、本当に急がなければいけない。このように考えております。訪問介護ヘルパーさんも、ここ2、3年で、2、3名の欠員が出ておりますが、これもお辞めになった後が埋まらない。こういう状況が続いております。そこで、以下の点につき、町長の所見を伺います。1つ、民生委員・児童委員、また、介護ヘルパーについて、町政における位置づけ、その活動に対する評価を伺いたいと思っております。2つ目は、これらの職に後継者がいない。欠員が埋まらない。こうしたのは、その対策について、どのようにお考えになっているのか、伺いたいと思っております。3つ目に、この欠員が埋まらないという課題について、私なりの提案を幾つか申し上げますので、これについてのお考えを伺いたいと思っております。まず民生児童委員についてであります。民生児童委員について役割や活動範囲、これを明確に町民の皆さんに周知することの大

切さであります。ここの何といいますか、境目がですね、非常に曖昧になってて、これが民生委員さんの活動を困難にしている大きな原因にもなっております。また、充て職や証明事務、災害時の避難、こういった本来民生委員さんの活動に当てはまらないものも要望として出されてくる、こういうことになっております。充て職も大変多い、民生委員になったらこの仕事もやるんですよと、こういうのもある。それから証明事務なども色々ありまして、病院に着いていくと、引受けですね、退院の時の引き受けることの保証人にならなきゃいけないとか、あるいは、金銭も絡んだですね、証明を行わなければいけない、こういう事態にも遭遇しておられます。また、災害等のあった時の避難の援助、これも、民生委員さんにはですね、避難訓練を特に受けているということでありませし、避難のですね、専門家でもありません。こうした民生委員さんの役割や活動範囲をですね、もっと明確にして、町民の皆さんにも周知をし、お互いに理解の上で仕事をやってもらえるようにしなきゃいけない。このように考えております。2つ目の問題は、活動の支援体制を整備することです。これも、やっぱり今民生委員さんの活動が大変になっている。そこで、色んな形でバックアップの体制だとか、そういうのをつくっていく必要があると思っております。例えば全国で行われている問題としてはですね、民生委員協力員というのを、自治体が条例や要綱をつくって、設置をしているところもあります。これらについても、負担軽減や担い手人材の育成を図る観点から必要があるのではないかとこのように思っております。さらに、地域担当制などを生かして、役場の職員の皆さんも含めてですね、協力体制を構築するというのも大事ではないかと思っております。役場の職員さんも今、色んな仕事があって、本当に大変だとは思いますが、やっぱり地域の住民の生活があってこそその役場でありますから、ぜひ、役場職員さんのご協力の体制は出来ないのかということもご検討願いたいと思っております。さらに、自治会に協力員の設置を依頼する。こうしたいわゆる活動の支援体制をですね、全体として整備するということが必要ではないかというふうに私は考えております。3つ目に民生児童委員の活動の参考となる町の福祉制度を紹介する資料なども作成して手渡す。基本的にはやられてるんですけども、今日のように例えば、コロナが起こったと。そういう時にどういう支援体制が町として出せるんだと。そういうことは、町では出来ないけど県ならできるんだと。こういう仕事の仕分けですね、相談の仕方なども含めた丁寧な対応が必要ではないかというふうに考えております。4つ目には、年齢基準。新任は75歳までとなっておりますが、これはあくまでも原則であります。この年齢基準の見直しなどもですね、ぜひ検討をしていただけたらと。今80歳で議員やってるのもいるぐらいですから、民生委員さんにもですね、是非70、80までは働いていただくということも必要ではないかと思っております。訪問介護ヘルパーさんについて触れたいと思います。処遇の改善がまず第一だと思います。今、訪問介護ヘルパーさんは非常勤で働いてる方、それから常勤で働いてる方がおられますが、この非常勤はなくして常勤にすべきだというふうに考えます。また、処遇、給料ですね、これも大変低い。全般的に介護等々に当たる仕事をしてる人はほとんどが女性で、しかもその賃金が非常に低い。やっと政府もですね、腰を上げまして、月平均9000円の賃上げをすると、こういうふうに打ち出したわけですが、訪問介護ヘルパーさんについて見ますと、9月までしか政府は考えてない。9月以降は、町や県や国がそれぞれ3分の1ずつ分担してやるんだと、残って足りない部分は、利用者さんに負担してもらおうと、こういう提起であります。これなど、とんでもないと考えておまして、本当に責任を持って処遇の改善に当たるべきでありますし、国、県の至らないところがありましたら、町も大変であります。やっぱり一番町民の皆さんに接しているところですが、ここで、最終的にはつじつまを合わせるといふくらいのことが必要ではないかと、このように考えております。もう1つは、訪問介護ヘルパーさんについて、困難の一つは、1人でお宅に伺って、うちの中には、上がり込んで色々作業しなきゃいけない。ここから生ずる色んな困難があります。したがって、必要に応じてですね、複数での訪問体制を強めていく必要がある。今でも、認知度の非常に高い方のお宅、し

かもひとり暮らしのお宅、こういうところ行く時は、複数体制での訪問がとられているようですが、この体制をもっと広めていく、このようなことについても、ぜひご検討いただきたいと思います。以上私の私見になりますが、幾つかの問題について、ご提案をいたしました。これらにつきましても、ぜひ、町長の所見を伺いたい、このように思います。以上で私の質問を終わります。

#### ●福島議長

番外、町長。

#### ●嘉戸町長

それでは中原議員の、民生児童委員、訪問介護ヘルパーの欠員問題の解決を、につきましてお答えをいたします。まず、民生児童委員、ヘルパーさんについての評価について、でございますが、民生児童委員及び、ヘルパーさんには、ともに住民に 1 番身近な存在として、住民に寄り添いながら、地域で活動していらっしゃいます。特に、高齢化の進んだ美郷町におきましては、住民が高齢になっても、自宅での生活を継続するためには、こうした方々に担っていただいている役割は大変大きいものと認識しており、美郷町の福祉行政をスムーズに展開していくにあたり、地域になくってはならない存在だと思っております。町内各地域の民生児童委員さんは、日々、常に担当地域の住民の方を見守りいただきながら、情報収集にも努めていただいております。支援の必要な住民の方がいらっしゃれば、役場と地域を結ぶ連絡、相談窓口として、役場に情報提供をしていただくことで、支援の必要な住民に対し、スピーディーで、必要な支援を行うことが出来ており深く感謝をしております。また、ヘルパーさんにつきましては、支援の必要な高齢者を家族の代わりに、あるいは家族の負担軽減のために様々な家事支援や、身体介護を献身的に担っていただいております。高齢者の在宅生活の維持には欠かせない存在であり、深く感謝を申し上げます。次に、これらの役を担っていただいております方の後継者の不足の原因及びその対策につきまして、町としての考えをご説明いたします。原因につきましては、人口減少、高齢化に伴い、担い手となる方の数が減少しているということが、1 番根本的な原因であるというふうに思っておりますが、これに加えまして、60 歳を過ぎても貴重な働き手として現役で忙しく働く方も多く、民生児童委員の担い手が地域にいらっしゃらないということもあげられると思います。また、議員がご指摘のように、家族の支援が得られない高齢者のみの世帯が増えていて、見守りや日常の家事、生活支援だけでなく、親族が担うべき受診の付添いや、夜間、休日の救急対応など、親族に代わって担わなければならない世帯も増えており、民生児童委員さんやヘルパーさんの負担がかなり大きくなっていることも、後継者の確保が困難な理由の主な原因の一つと考えています。町としまして、その対策としましては、民生児童委員さんの見守りの負担軽減の目的も兼ねて、高齢者のみの世帯への緊急通報装置の設置の促進や、民生児童委員さんとの情報共有のための定期的な連絡会、各地区担当の保健師を各民生児童委員さんの相談支援担当として配置をし、夜間、休日でも、民生児童委員さんの相談に早急に対応するための相談窓口を 365 日 24 時間体制で、地域包括支援センターに設置するなど、民生児童委員さんの負担の軽減や支援に努めております。また、ヘルパーさんの人材確保につきましては、介護保険の広域保険者である邑智郡事務組合が県と共同で、令和 3 年度から介護の入門的研修を開催して、福祉業務の人材育成に努めています。また、ヘルパーを含めた介護事業所の職員の給与体系の見直しなど、職員の処遇改善について、令和 3 年度には、町内唯一のヘルパー事業所である美郷町社会福祉協議会と協力をして見直しを行っています。次に中原議員のご提案について、お答えをいたします。1 つ目の民生児童委員の役割や活動範囲の明確化とその周知についてでございますが、最近では、民生児童委員の人材不足が全国的な課題にもなっていることから、国によるマスコミでの PR 活動も展開をされ始めています。美郷町としましては、今後も引き続き広報などを有効活用して、民生児童委員の役割や活動範囲

について、住民へのさらなる周知を努めて、民生児童委員という職についての住民の方の理解を深め、現在、委員欠員の地域の人材確保を目指してまいりたいと思います。2 つ目の活動の支援体制の整備についてです。先ほどもご説明しましたように、民生児童委員さんにできるだけご負担をかけないように、町の地区担当の保健師が常に民生児童委員さんと連絡を取り合い、お困りの場合は、常に相談対応をするとともに、住民の支援につきましては、町の保健師が中心に支援を行うという体制としております。町としましては、議員のおっしゃるような民生委員協力員といった方を広く設置することよりも、まずは、民生児童委員の不在地域の欠員確保を最優先課題として考えており、集中して取り組んでいきたいと思っています。各連合自治会や自治会と密に連携・協力をしまして、早急に民生児童委員の不在地域の解消を目指したいと考えています。活動の参考となる町の福祉制度の紹介資料ですが、美郷町の主な福祉サービスを掲載した資料を毎年作成をしております。年度初めに住民への全戸配布や広報掲載により町民の皆様に情報提供をしております。民生児童委員の年齢基準につきましては、従来から、新任は75歳以下という基準がありますが、島根県にも再度確認したところ、原則的なものであって絶対的なものではないとの回答もいただいておりますので、美郷町におきましても、民生児童委員の人材確保に当たりましては、75歳以上の方の新任での就任も視野に入れて、現在も欠員補充の人員確保に努めております。次に、訪問介護ヘルパーの処遇改善につきましては、先ほどご説明しましたように、事業所である美郷町社会福祉協議会と一緒に検討を行い、訪問介護ヘルパーも含めた介護事業所部門の給与体系の改正や処遇改善を3年ぶりに昨年実施をしております。主な改正内容としましては、初任給及び役職手当の増額、有資格者に対する職務手当の新設、住宅手当や通勤手当の増額、人事評価制度の導入といったものです。また、必要時には、複数のヘルパーさんによる訪問も実際実施をされております。今後も、町としましては、民生児童委員協議会事務局であり、ヘルパー事業所でもある美郷町社会福祉協議会や地域の自治会と連携、協力をして、美郷町の地域福祉の中心的な存在を担っていただいております。民生児童委員さんや訪問介護ヘルパーさんの人材確保に努めていく所存です。

#### ●福島議長

5番、中原議員。

#### ●中原議員

大変丁寧な説明、ご回答いただきまして、ありがとうございます。特に、民生委員さん、ヘルパーさんの位置づけにつきましてはですね、本当に地域になくってはならない存在、そして、高齢者の在宅生活の維持には欠かせない存在こういう位置づけもいただきまして、本当に良かったと思います。そこで、民生委員の民生委員、それからヘルパーさんですね、行政における位置づけについてですね、もう少し突っ込んでお聞きしたいと思いますが、民生委員さんに寄せられる課題というのは、健康や福祉の問題、高齢者生活の問題や貧困の問題というだけではなくて、色んな相談が持ち込まれるわけですね。もちろん、私がよく言います田の畦の草刈りがなかなか出来なくなってきたとかですね、というようなことを含めて相談がある訳ですが、町内でそういうものを受け止める。民生委員さんから相談があった時に受け止める体制というのはきちっと出来ているんでしょうか。

#### ●福島議長

番外、健康福祉課長。

#### ●松嶋健康福祉課長

中原議員のご質問でございますが、先ほどお話の出た多様なご相談が、民生委員にあるの皆さんにあるのは確かなことですが、そういう場合は、社会福祉協議会もしくは、健康福祉課の方でございます。その窓口となりますのが、健康福祉課の中でも地区担当の保健師が窓口となったり福祉課全体で関わる。担当係の方にも相談がある場合もありますし、あった保健師が窓

口となって、課内で相談して、対応等をご返答するようにしております。

●福島議長

中原議員。

●中原議員

そうしますと、通常、この健康福祉課で扱ってる業務でないこともたくさんありますよね。そういう問題も、窓口は健康福祉課がなって、それで町内の、例えば、建設課であるとか、産業振興課であるとか、そういうところへ繋いでいって解決を図っていくと。こういうことでよろしいのでしょうかね。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

中原議員がおっしゃるとおりでございます。少し前から議会でもご説明しておりますように、重層的支援事業体制を令和3年度から正式に健康福祉課としてはとっておりますけれど、それ以外にも2年度からは、先ほど町長の答弁にありましたように、地区担当の保健師を包括支援センター、健康推進係関係なく持ちましたので、子どもさんから高齢者全ての相談に対応するとともに、役場庁内での横連携というものも取っていくのが重層的支援事業体制となっております。様々な貧困問題や、先ほどお話の出ました除雪とか草刈りとか、様々な問題が出ておりますが、その辺りを横連携をとって、役場庁内でも、除雪の場合は建設課に相談するとか、草刈りとかの場合は社協のシルバー人材にご相談するとか、色々な片づけとかでしたら、わかば会さんとかにも軽度の支援がございますので、様々な関係機関、役場庁内の担当課との連携をとってやる窓口として健康福祉課を位置づけて支援体制を整えております。

●福島議長

中原議員。

●中原議員

私は今おっしゃったようにですね、民生児童委員さんから持ち込まれる色々な相談事や何かをですね、やっぱり町が行政としてきちっと受け止めていただくということは民生委員さんの活動しやすくするだけではなくて、民生委員さんに対する信頼もね、やっぱり増すわけで、ここがスムーズにいかないと、民生委員さんは説明を受けて問題は解決しないというのが1番ストレスにもなるし、つとちゃうわけですね。ですから体制づくりそれから対応については、今後ともぜひ、改善を図りながらもですね、一層強めていただきたい、このように考えております。次に、体制づくりとの関係なんですが、福祉関係ですね、美郷町高齢者福祉計画、今年の3月に策定されたもののようですが、これについてですね、この中で、地域包括システムの構築というのがあります。この福祉計画を見ますと、連絡委員会かな。地域連絡会議というところに、民生児童委員さんは加入をしていて、その会議は、4か月に1回ですか、開かれるというようになってるんですが、地域包括ネットワークの中での民生児童委員さんの位置づけというのはどういうふうになってるんでしょう。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

先ほども町長の答弁にもございましたように、やはり地域を包括的に支援する、最終責任は行政としての健康福祉課、福祉の面ではございますけれど、その地域と結んでいただく相談連絡窓口としての情報提供をいただいたりとか、最新情報いただいたりとかいうことの連絡窓口としての役割、地域包括ケアシステムを進めていくにあたりましては、住民とともに、地域で

の支援体制を整える、その地域の中の一役を担っていただくとともに、自治会とともにですね、それとともに、役場行政等や関係機関等を結んでいただく、その連絡窓口としての役割を担っていただくものと思っております。

●**福島議長**

中原議員。

●**中原議員**

この地域包括システムの問題と先ほど町内での対応の仕組みですね、こういうことから考えて、町長も強調しておられますように、保健師さんの役割が非常に大きいと思われるんですが、この仕事とですね、地域包括に関わっているといた方がいいのか。あるいは民生委員さんの相談窓口に関わってるって言ったほうがいいのか。こういうことに携われる保健婦さんというのは何人になるんでしょうか。町でいうと。

●**福島議長**

番外、健康福祉課長。

●**松嶋健康福祉課長**

一応、健康福祉課における保健師全員ということなので、私もやっておりますので、全員ですので、今ちょっと育休がございますが、正式には、人です。はい。

●**福島議長**

中原議員。

●**中原議員**

8人の体制といいますと、民生委員さんが32名ということですから、まあ、平均的にはいかないんでしょうけども、1人の保健婦さんが4人の民生委員さんを担当されると、機械的に言うとなさと思うんですが、保健師さんの対応というのも、なかなか大変じゃないですか。8人で30数名のね、民生委員さんの窓口になってつないで、問題の解決に当たっていくというのはどんな状況なんでしょうかね。

●**福島議長**

案外、健康福祉課長。

●**松嶋健康福祉課長**

単純に、先ほど中原議員のご質問ですが、単純に人数とかではございませんで、旧村単位を元にして、原則分けております。人口の割合も旧村単位で色々違いますし、色々高齢率とか対応も違うんですけど、やはり、そこは保健師も、私のように、年の多い者もおりますが、私は地区担当ちょっと今持っておりませんので、他の7人ですが、1人育休もいますので現在6名なんですけれど、そこは補佐クラスの保健師、係長クラスの保健師が2名と、係長1名おまして、まだ3年未満の者もおりますので、そこらはもつ地域を、やっぱり人口とか状況に応じて持たせております。でも原則は、旧村単位での連合自治会単位的な単位で担当させておまして、そのフォローにはやはり係長なり補佐の保健師がサブでつく。私もですけど、相談支援員に対応したり、共に動くという2人体制での支援、ですから、今回も補佐クラスの保健師が出るようにしております。

●**福島議長**

中原議員。

●**中原議員**

いずれにしても受皿も大変ですよ。それで、しかも、7名欠になっているということですから、その欠になったところは、お話、ご回答にもありますように、保健婦さんが穴を補うと

いう形になってるわけですから、それはもう二重三重の仕事になってるんじゃないかというふうに思われますけども、そういう状況をですね、一刻も早く平常にする上でも、民生児童委員さんのですね、補強が非常に大事だというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思えます。この後継者がいない問題について、なぜそうなってるのか。あるいはどう解決するのかということにつきましても、町長にご答弁いただきました。今 60 過ぎて働く人が多くてですね、なかなか民生委員の仕事に就けないと、こういうこともあるんで、これも全国的な傾向のようでもあります。それから、社会が複雑になってきてるからっていいこともあるんだと思いますが、これまで年配の民生委員さんなんかはですね、あまり馴染みのない課題ですね、それからそういう課題に遭遇することが非常に多いというふうに聞いてます。特に子どもさんの問題では、いじめだとか、それから不登校だとか、こういうのは昔はあんまりなかったと。今日的な課題もあってですね、民生委員さんのうちの児童委員さんの課題というのは、特に、大変なってるというふうに伺っておりますが、この点では、主任児童委員さんの制度もあって、そういう複雑な課題について、そこに相談をして 2 次的にはですね、できるという体制もあるんですが、そういう時代の変化に伴って、民生委員さんが取り扱われる課題やですね、そういうものの複雑、困難性ですね、これが増していることも、私は、成り手不足のですね、安易に手が上げられないということの大きな要因ではないかというふうに思ってますが、そういうご認識はございますでしょうか。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

中原議員のご質問ですが、議員がおっしゃるとおり、今の状況で、少子高齢化も進んおりますし、家族関係等も色々と、昔とは異なった状況にあります。で、先ほどおっしゃったような子どもさんを取り巻く環境とか、課題についても様々な問題があります。で、貧困も、ただ収入が少ない貧困ではないという貧困も、高齢者もございますけれど、若い世代にも、やっぱり色々な複雑な問題があります。その辺りに関しまして、やはり民生委員さんに色々情報提供いただきました場合は、民生委員さんや自治会等も情報共有できる場所はしたりして情報収集するとともに、学校や保育所等、関係機関、児童相談所もですけども、各関係機関と情報共有して、ケース検討会等を随時開きながら、関係機関と支援策について、協力して支援をしていく体制に現在しております。

●福島議長

中原議員。

●中原議員

色々お伺いしてきたんですが、そういう色んなを立てながら、やってきておられる。そういう中で、12 月にですね、民生児童委員さんの選挙が、選挙じゃないですね。任期が切れるといえますか。来ると。町長も色々対策についてお答えいただいたんですが、今の状況で、このまま推移すれば 7 名の欠員が埋まるという見通しが立っているのでしょうか。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

中原議員のご質問ですが、なかなか厳しい状況です。率直に申し上げて、ずっと欠員が出ている状況がそれぞれの地区によって違います。その更新の時、前回の更新の時、色々お願いしてまいりましたけれど、どうしても、自治会もかなり協力していただいたにもかかわらず、なかなかお受けいただく方がおられなかった地域、また途中で、残念ながらちょっと体調を崩さ

れて辞めたりされた地域、あと、ちょっとやっついてご負担が大きいのか、やはりちょっと辞めさせてほしいと言われてお辞めなった地域と、色々その地域によって実情がございます。健康福祉課としまして、色々地域の情報をいただいたりして、この方はどうだろうというご推薦に基づき、お願いには歩いておりますけれど、やはりなかなか、先ほど答弁にもありましたように、色々なご負担が、明確でないというのものもあるのかもしれませんが、色々ご説明して、役場がかなり、できるだけご負担を少なくするようにしているというご説明をしても、やはりちょっとご負担が大きいという思いの強い方が多く、受けていただけない状況があるので、本当としては、12月までの改善、更新までは、できるだけ努力したいと思っておりますけれど、今時点で、もう、それを全部全数埋められる自信があると言われると、ないのが、実情でございます。

●福島議長

中原議員。

●中原議員

いや、私もそういうふうに見通しを持ちますよ。今のままではですね、7名が埋まらないどころか、もっとこれが広がりかねないということだと思うんですね。ですから、先ほど町長からもですね、色々なこの対策について幾つか触れられましたが、やっぱりそこを、先ほど町長が触れられた点を解決していくということと同時に、もう1歩も2歩も踏み込んでですね、民生児童委員さんの活動の困難性を解決していくということですね、対策を本気になって打たないと、ますますこの矛盾は広がるんじゃないかっていうのは、私の印象ですけども、そういう印象を持っておりますが、そこについての何かお考えがございましたでしょうか。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

中原議員がおっしゃるとおりなんですけれど、先ほど答弁で町長が説明いたしましたように、色々な策を今日ご助言もいただきましたので、中原議員から。打っていきたいと思っておりますが、一番根底にありますのは、やっぱり地域で支えていこうっていう、住民の方のやっぱりご理解かなと思うんです。ご負担の面も一番あるんですけど、でも、やっぱり地域で地域の住民同士が支え合っているという、やっぱり意識をやっぱり自治会は持っておられますけれども、やっぱり自治会と一緒にあって、そこらのご理解を得て、やっぱり小少子高齢化が進んだ地域だからこそ、やっぱりお互いの支え合いとか、やっぱり地域をずっと地域を存続させていくっていう、地域での在宅生活を、存続みんなでしていこうという意識を、住民の皆さんにやっぱりご理解いただくことが一番かなと私思っております、その辺りの、やはり普及、色々なご説明とか、事業の説明とか、やはり役場の役割等を、今後もさらに周知していく必要があると感じているところでございます。

●福島議長

中原議員。

●中原議員

やっぱり、私もこの質問を準備するにあたりまして、何人かの民生委員さん、それから民生委員をお辞めになった皆さんですね、話を聞かしてもらってですね、やっぱり本当にご苦労があるんだなと思いました。救急車が夜ピーポーピーポーって言って通ったりすると、あれはどうかろう、あれはどうかろうなんて落ちついて寝れないっていう話を聞きました。それから、本当は自分の仕事じゃないんだけど、身寄りのない方が亡くなったら、葬式の手配から何からですね、やらざるを得なかったとかですね、そういう話もあります。それから、そういうこ

とをあげると切りがないんですが、例えば周囲に対する色んな配慮なんかもあるようなんですね。例えば、自分の住んでる、ごく隣にですね、高齢の方が住んでいらっしゃる。その方のところの草刈りの手伝いをやってあげたいと。やってあげたいんだけど、それをやっちゃうと、それが民生委員の仕事と思われてですね、何でうちではやってくれないんだと、こういう話になっちゃうからね。また住民さんとの間で矛盾が広がるんで、そういうことにも本当に気を使ってですね、職務に就いておられるんですね。ですから、私は最後にこの点では、最後をお願いしておきたいと思っておりますのは、やっぱり民生委員さんの仕事、仕事内容、民生児童委員さんのですね。それについて、やっぱり住民の皆さんにも深く理解をしてもらおう。行政の皆さんにも理解していただくということで、それから、民生委員さんの仕事とそうでないところの、何て言いますかね、すみ分けじゃないな。境界がね、非常に曖昧なところがあって、それも民生委員さんの仕事を複雑にしているというふうにも思いますので、その辺もお願いしたいことと、それから色々複雑な法律相談なんかもあるんですね、これは、民生委員さんに言っても仕方がないんじゃないかと、私なんか思うようなことも、法律相談に近いようなことも当然あるということなので、そういう専門家を含めたバックアップ体制ですね、そこも作って行ってですね、民生委員さんが、相談を受けて、お困り事になった時に、そういう道がすぐ悩まなくても、すぐあるような、そういう状態にしておくことは、非常に大事なことはないかというふうに考えておりますので、私が提案しました幾つかの問題について、もちろん、私の提案が全部というふうには思っておりませんが、町の職員さんのですね、ご協力なんかもいただくというような点、これはこれで、今それでなくても大変なところですから、本当に容易ではないと思いますが、せつかく地域担当制なども設けられておるわけですから、そういう方の体制なんかをもう少し活用出来ないかとかですね、等々よろしくお願ひします。それから先ほど町長おっしゃったように、仕事が60なっても昔は定年ではいすっぱりということだったんだけど、今はなかなかそういうふうにもいかない。それから高齢者雇用促進法ですかね、いう法律も出来て、定年退職後も働く方が非常に多くなってきているということもあるんですが、そういう方々が、職務専念義務、免除ですかね、などが制度として出来ないかと。例えば、町の職員で退職された方で、民生委員何か受けておられる方もおられるんですけど、そういう方も、役場に勤めながらの仕事もあるというようなこともあるので、そういう職務専念義務をですね、その仕事の関係で緩めていくというふうなことも、ぜひご検討をいただきたい。時間がなくなりましたので、この問題これだけにしたいと思っておりますが、最後に訪問ヘルパーさんの問題なんですけども、この方々、今日時間的に、時間かけて取り上げる余裕がなかったんですが、先ほど触れましたように、一遍やめられちゃうと次に勤める人がいないと。確かにここに言われるように、総合事務組合との関係でですね、人材育成なんか色々取り組んでおられる。しかし、なかなか解決しないという問題であります。それで、この問題で当面焦点になっておりますのは、国が、こういうケア労働に携わる人たちの賃金を平均で9000円上げるということを決めまして、決めたのはいいんですけども、非常に政府のやることは不徹底でですね、例えば、ヘルパーさんの問題について言うと、9月までは国がもって予算化して払いましょうと。10月以降については、国もちろん出すけども、国が3分の1、町が3分の1、県が3分の1と、残ったところは、利用者に負担していただく。こういう解決の方法になってるんですね。ですから、これなども、もちろん町としては9月以降の処遇改善が、これは補正予算を組んでも対応する構えと。これは他のところがやらないって言ったら困るんですけども、町としてはそういう構えでいるという理解でよろしいですか。

#### ●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

中原議員のご質問ですが、国が出してます処遇改善については、補助金申請を 2 月からの対応をされた事業所に対しては、9 月まで、おっしゃいましたように、補助金で対応し、10 月以降に関しましては、3 分の 1 というご説明をされたんですが、介護報酬改定が 10 月ある予定です。それが個人負担が増えるんじゃないかというお話だと思うんですが、介護報酬に基づきまして、改定が行われてそれに基づきますので、全部介護報酬と県の直接補助申請になりますので、町が直接補正というよりは、美郷町は広域になりますので、広域の保険者での対応で負担金のほうに反映されれば、それに対応するということになると思います。

●福島議長

中原議員。

●中原議員

そうしますと、町としても、政府が言います一律平均 9000 円の引上げの措置がですね、これについて、町としてできることは対応していきたいと。いく予定であるということで、必要ならこれは補正予算も組まなきゃいけないことになるかなというふうに思うんですが、そういうことでやっていただくと。これ、最初提起のときも言いましたが、複数訪問ですね一部の対象者については複数訪問でやってるんですけども、そうでないところもあって、なかなかそこも、この介護訪問ヘルパーさんですね、仕事につきにくい、また応募がしにくいという面だというふうに聞いておりますので、社協などとも相談をしていただいでですね、できるだけ複数体制、こういうことも含めてご検討いただきたいと思います。いずれにしましても、最初も強調をしましたように、長寿県町長寿町と商標登録も受けているわけですから、これは単に物を売り込むことではなくて、美郷町というのは、こんなに高齢者が住みやすい、最後までここで生き続けられる、終の棲家としては最高のところですよという、こういう町をつくっていく問題の一つとしてですね、民生委員、児童委員それから介護ヘルパーさんの問題についてですね、町として力を入れていただきたいということをお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●福島議長

中原議員の質問が終わりました。

ここで 10 時 45 分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10 時 36 分)

(再開 午前 10 時 45 分)

●福島議長

会議を再開いたします。

通告 9、12 番・西嶋議員。

●福島議長

西嶋議員。

●西嶋議員

12 番、西嶋でございます。1 点について、ご質問をさせていただきます。質問事項といたしまして、地方回帰の流れをつかむという題にさせていただきました。施政方針で、このコロナ禍を契機として、地方回帰の流れが生まれておりとあります。まさに、もはや 3 年目を迎えたコロナ禍、いつになったら収束するかもしれない中で、世界中の人々が不安と恐怖の中で、日々の生活を送っています。そのような中であって、比較的感染者数の少ない我々のような地

方は、全国的に見てもかなり安全であります。昨今の働き方も、地方に住みながら都会の企業で働くワーケーション、テレワークなどの新たな働き方も広がってきております。この地方回帰の流れをつかみ、定住人口、活動人口活動、拡大につなげるまさに、時期を得た取り組みだと期待をします。「みさとと。ネスト」、「若者定住住宅の建設方針の見直し」、「みさとと。TOWN スタッフ」等々、まさに美郷バレー構想にどんどん肉がついてくる感がします。そこで1つ、「みさと。ネスト」について、詳細と今後の誘致と取り組みについてお聞きをします。2つ、「みさとと。TOWN スタッフ」について、詳細と現状についてお尋ねをいたします。3つ目、他の美郷バレー事業においても、取り組みを強化するとあります。新しい計画等を問います。よろしく願いいたします。

### ●福島議長

番外、町長。

### ●嘉戸町長

それでは西嶋議員の地方回帰の流れをつかむのご質問にお答えをしたいと思います。まず1点目の「みさとと。ネスト」について詳細と今後の誘致、あるいは取り組みについてでございます。美郷町サテライトオフィス、「みさとと。ネスト」は、時間、場所を選ばず仕事ができる柔軟な働き方、ご指摘いただきましたように、テレワーク、ワーケーションができる環境として整備をし、美郷町の地域振興、関係人口、活動人口の創出を図るための拠点として設置をしています。施設の1階は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、オフィス5部屋と、16席のコワーキングスペースを設け、昨年6月にオープンさせていただきました。2階につきましては、地方創生テレワーク交付金を活用し、現在改修中でございます。オフィス6部屋、そして約74平方メートルのオープンスペース、ビジネスシーンに合わせて活用できるブースを4部屋と個室ブースを1部屋設け、この4月以降のオープン予定としています。現在の利用状況は、オフィスに3事業所が入居し、コワーキングスペースが、2月末で延べ45名の利用実績となっています。改修工事により、現在入居の募集は停止をしていますが、入居の問合せを数件いただいています。入居に向けての企業誘致につきましては、地方進出を検討している企業が自治体のプレゼンを聞いて検討を材料とするという、地方創生ビジネスマッチングイベントがございまして、こちらに美郷町の採択を受けまして、11月と2月の2回、これまでに参加をしています。薬草温泉といった美肌コンテンツ、ゼロカーボンシティ、バリの町といった主要施策のPRを行い、1回目は9社、2回目は7社、その他個別に5社、計21社と個別商談を行い、現在も12社と商談を継続しています。令和4年度につきましても、引き続き、美郷町の強みであるコンテンツをアピールし、少しでも多くの企業に進出していただけるよう、ビジネスマッチングに力を入れ、企業誘致を図ってまいりたいと考えています。次に2点目の「みさとと。TOWN スタッフ」について詳細と現状について問うのご質問にお答えいたします。施政方針でも申し上げましたように、町の活性化の実現のためには、積極的に町外から人や企業などを呼び込み、その力を利用することが必要不可欠であると考えています。「みさとと。TOWN スタッフ」と銘打ちました人材の募集につきましては、特に、町として戦略的に取り組んでいる重点分野において、今後さらに事業を進めていく上で、知識や経験を有するスタッフが必要となる、そういったケースで、そうした人材を確保することを目的として、募集を行っております。例えば、担当課の課員と連携をして、目的の達成に向けた企画や計画をまとめたり、マーケティングプランを策定したり、対外折衝を行ったり、広く情報発信を行っていただいたりといったことができるような民間企業の出身者などを想定をしています。以上のことから、補助的な業務を行う人員としてではなく、明確な目的を実現していくための専門性を持っているスタッフと位置づけて募集を行っております。そのため、処遇面につきましては、基本的には、地域おこし協力隊の仕組みを使うつもりではありますが、能力や経験に応じ

て給与を上乗せしたり、会計年度任用職員や任期付き専門職員に変更したりするなど、優秀な人材の確保のため、柔軟に対応する予定にしています。また、こうした人材の募集にあたっては、会計年度任用職員のように、ホームページに計上したり、つてを頼って声を掛けたりといった身近に働きかけるやり方では難しいと考えられます。そのため、転職サイトに求人情報を掲載するなど、広く全国にも募集をかけています。今回は、「カヌー振興」、「新規就農」、「美郷バレー」という 3 つの町の主要施策に専属のスタッフを募集したいと考えています。カヌー振興につきましては、2030 年の国民スポーツ大会カヌー競技が美郷町で開催されることから、大会会場整備構想計画の策定やジュニア層強化の体制の構築、競技人口の拡大の推進、カヌーの町の情報の発信などが行える人材を求めています。募集人員は 2 名程度、配属先は教育委員会を考えています。新規就農につきましては、最新技術を活用した持続可能な食べていける農業の仕組みづくりや、新たな担い手の呼び込みが急務であることから、新規就農マーケティング戦略の策定、ソーラーシェアリングやドローン・ICT を活用した農業の検討・提案などを行う人材を求めています。募集人員は 1 名程度、配属先は産業振興課です。美郷バレースタッフにつきましては、美郷バレー構想を発展させていくため、町内進出企業と連携しながらおち山くじら研究所の業務や美郷バレーの情報発信などを行う人材を求めています。募集人員は 1 名程度、所属は山くじらブランド推進課。4 月から美郷バレー課でございます。現在、公募を行っておりまして数件の問合せが寄せられております。なお、この「みさと。TOWN スタッフ」という仕組みに関わらず重要施策の推進に必要な人材を確保するためには、様々な方法を検討し、適宜、使い分けをしていきたいというふうに考えております。最後に、地方回帰の流れをつかむための美郷バレー事業の取り組みの強化についてでございます。私は、町長就任当初から、住民主体の獣害対策や、夏のイノシシの資源の利活用、住民コミュニティーの活性化といった特徴を持つ山くじらの取り組みは、大きな町の強みであるというふうに認識をしておりました。その強みをさらに進化させるため、令和元年度に、「山くじらブランド推進課」を立ち上げ、また、美郷バレー構想を掲げ、町の最重要戦略として今日まで推進をしてまいりました。今年度は、麻布大学フィールドワークセンターの開設や麻布大学の学生によるフィールドワーク実習の実施、タイガー株式会社中国営業所の開所、神奈川県大磯町との地域活性化包括連携協定、それに伴う大磯町内のセレクトショップでの美郷町の特産品の販売、さらには、大磯町から協定記念樹として、新しい桜の園芸品種「大磯小桜」の寄贈による町民の交流など、様々な分野で着実に成果が上がり始めています。従来の獣害対策やジビエ利用といった山くじらの取り組みの範囲から多岐にわたる分野に取り組みが広がり、多くの都会の企業・団体や人が美郷町に関わりを持っていただくようになってきました。良い意味で、当初想定していた枠組みでは収まりきれないぐらいの成果が上がり始めています。この 4 月には、「山くじらブランド推進課」を「美郷バレー課」と課名を改正し、今後一層幅広い分野で美郷町に、地方回帰の流れを呼び込んでいきたいと思っております。

#### ●福島議長

西嶋議員。

#### ●西嶋議員

ありがとうございました。1 つ目の「みさと。ネスト」、サテライトオフィスについてでございますが、ただ今改修中ということで、令和 4 年の 4 月以降、全面的なオープンを目指しておられます。大変大変期待をしておるところでございます。美郷のキーワード、美肌、ゼロカーボン、バリ等の主要施策の PR により、現在 12 社と商談を継続しているとのことですが、大いに期待しております。差し障りのないところで、どういう企業 12 社であるか、内訳の方が聞けたら聞かせていただきたいと思います。

●福島議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

お答えをいたします。現在、12社と商談中でございます。その業種の内訳でございますが、その大半が中山間地域、田舎独自の事業展開ということが、共通したテーマになっております。ですので、1つ事例を申し上げますと、今週のところで、1社、美郷町のほうに視察においてなられる、事業所、企業がございまして、この企業と申しますのか、ちょうど千原温泉さんが、ひな百選で全国1位ということを知りつけられまして、一度美郷町訪れたい。そして、その企業は、1日1組限定のキャンプ、それを、全国各地で拠点を設けて事業実施をされるといったような形態になっておられます。そういった各地域地域が抱えている課題の解決に向けた提案型のこういった企業との現在協議と申しますか、商談を行っているというところが現状でございます。以上です。

●福島議長

西嶋議員。

●西嶋議員

それは1社、あと色々な企業がおられると思いますが、全て成就できることを希望しております。2つ目の「みさと。TOWN スタッフ」につきまして、それぞれの分野で専門のスタッフをつけて事業を進める。スタッフを確保する。基本的には地域おこし協力隊の仕組みを使い、給料は上乗せをするということでございまして。これはまさに、今までの色々な方もおられましたが、段々と地域協力隊に対する考え方が変わってきた証だと思っておりますが、やはり目的を持ってこうして来ていただく。こういうことは非常に有効であるというふうに考えます。また、それに対しては、給与の上乗せも考えておられる。非常にやる気の起こる事業になるんじゃないかと思っております。そこで今回、カヌー振興、新規就農、美郷バレーという3つを掲げておられます。この、町長答弁の中で今回はとあるということは、この後またこのことについて、部門が広がっていくんでしょうか。そこんとこ、いかがでございましょうか。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

大変いいご質問ありがとうございます。先ほど申し上げましたようにですね、やみくもに人員をどんどん増やしていくというつもりはございません。やはり、町の重要施策に関して、これも、ステージがどんどん変わっていきますので、役場の今の人員のままで、次のステージに行くには、もう少し専門的な力が必要だとか、あるいは、特定の分野における経験を持った方が必要であるとか、こういうふうなタイミングの時にですね、できる限り、優秀な方を確保したいと。これがそもそもでございます。そのための人員獲得の方法として色々な方法が考えられるわけなんですけども、一番手っ取り早いと言ったらあれですけども、普通の協力隊で募集する。あるいは、会計年度任用職員でホームページ等に掲載して、手を挙げられる方を待てる。今回の場合は、協力隊の枠組みを使って、その給与等については基本的には国から出していただくつもりで、ベースとしては使うんですけども、ただ協力隊の年収というのは、かなり低いものがございます。本当に、経験とか能力を持たれた方が、その経済面のところで、ちょっと、これは余りにもこれではというようなケースも色々考えられますので、上乗せをする。あるいは協力隊の制度そのものには、こだわらずにですね、任期付き専門職員ですとか、色々な形が取れるかなと思っております。あるいは本当に特定の期間に特定の目的がはっきりしてるのであれば、今、大企業の優秀な方、特に日本っていうのは、戦後以降、東京都下の

都会に、いい大学を出て、いい会社に入るという時代が長年続いておりましたので、大企業、これは外資系企業も含めてですね、人材っていうのは、そういうところに相当固まってるんだと思っております。今、世の中が大分変わってきてまして、副業とか兼業というものも非常に、しっかりした会社ほど奨励をしたり、認めるような時代になってきました。昔は副業、兼業禁止っていうところがほとんどでしたけど、ですから場合によってはそういう副業とか兼業とか、こういうふうな方法を使うのも、応募する方も、仕事をやめてくるっていうよりも、今の仕事と両立しながら、こういう地域貢献をしたいという方が大変増えておりますので、こういう方法があってもいいのかなというふうに思っております。ちょっと前置きが長くなりましたが、「みさと。TOWN スタッフ」というやり方ではやってみますが、目的は、重要な施策について、専門的な知識経験を持った人材が必要な場面であれば、できる限りの手を打って獲得したいということでございます。新年度の施政方針で申し上げました中で、重要施策、幾つかあげさせていただいておりますが、その中では、やはり、カヌーの振興、これはもう競技場の整備のための予算を、新年度で上げさせていただいておりますので、もういよいよ動き出す話でございます。新規就農も、やはり人口減少がこれだけ激しく顕著になって、かつ、農業の担い手の不足というのが深刻になってきているという中では、これは1年、2年で結果が出る話ではないと思っておりますので、それであれば、5年後、10年後をにらんで今のうちからこの新規就農で外から人を呼んでくるというのは、今こそ力入れなきゃいけないかなと思います。美郷バレーは順調にここまで来ておりますが、案件が、山くじらの案件よりはるかに大きくなりつつありますので、それであれば、今課長初め小人数で頑張っておりますけども、違う分野で対応ができる人がいればということで考えております。ですので、町としては、やっていきたいこと、色々ございます。例えばバリの町づくり、これは、美郷町として、全国の中でも、唯一のバリの自治体と連携協定を結ぶ町でもございますので、バリの町づくりの非常に経験のあるような方がいれば、これは将来的にはお願いするかもしれません。あるいは観光面でいえばですね、美肌県美肌町というのを掲げまして、ただこのコロナが、この2年、3年ありましたので、どうしてもアクセルを踏んで観光にシフトするわけにはいきませんでしたので、構想とかコンセプトだけを掲げさせていただいて、将来を見据えておりますけども、これが鎮静化してくれば、やはり美肌県美肌町という観光面での取り組みは本格化させなきゃいけないのかなと。役場に配属になるかあるいは、観光協会になるかというのは、ここは相談だと思っておりますけど、こういった分野、それと、これは美郷町固有のお話ではございませんけども、世界的に取り組まなければいけない問題がたくさん出てきてます。例えばプラスチックごみを減らさなきゃいけないとか、あるいは、CO2の削減ですね、これも国策として行うことになっております。それと、デジタルの推進ですけども、これは、今までご説明申し上げましたように、連携協定を結ぶ企業としっかりやっておりますので、当面ところは体制的には問題ないと思っておりますけども、こういったところでも、今、出向で出ていただいておりますけども、将来的には、少し違うことも考えなきゃいけないかもしれませんので、こういった重要施策について、様々な方法で、優秀な人材を何とか確保していきたいと、こういうふうなところでございます。

#### ●福島議長

西嶋議員。

#### ●西嶋議員

ありがとうございました。これからの美郷の、今、ただ今ので見ますと、6本柱であります。これが、まだまだ色んな部門がこれから必要になっていこうと思っております。先ほども町長おっしゃった、大企業からの、言うてみりゃ引き抜きみたいな感じだと思うんですが、そういうものを含めて、なかなかその、現在の役場の職員さんも非常に働いてもらっております。真面目でやっていただいておりますが、やっぱり専門ということになると、なかなかその全てが専

門ということは難しいと思いますので、その辺のことは、期待しております。それでですね、最後に美郷にバレーの取り組みの強化ということで、私ちょっと質問の中で、全てを美郷バレーというような表現をしております。深く掘ってみると、全てが美郷バレーというような私としては思いで、こういうふうに書かせていただいたわけですが、先ほど町長もおっしゃったように、これは、イノシシから全ては始まった美郷バレーであります。ただ今コロナということもあります。逆転の発想、まさに逆転の発想だと思っております。以前、過疎を逆手にとるといような言葉もよく聞かれましたが、それと同じように、これからはこういう地方の時代になってくるのではなかろうかというふうに、私も思っております。期待をすることでございます。それでですね、私、個人的に色々な地域で活動する中で、子どもたちに地域の良さを教え込んで、大人になったら戻ってほしいという思いで色々な活動をしてまいりました。自分では、帰巢本能というふうに言うわけですが、帰巢本能といえば動物のことで、人間に対して言っただけは失礼かもしれませんが、自分としてはそういう思いで、色々な行事をさせていただきました。このことも、付け加えさせていただきます。それと、学生さんですよ、高校、大学になると、都会に出ていかなきゃいけない。そういう人を何とかこっちに引き留めて戻ってほしいという気持ちは誰もあるわけです。ところが、そのつもりで出るのは出るんですよ。皆さん。ところが、やっぱり都会の色に染まってしまってなかなか帰ってこれんということ、やっぱり、そこは町として、何かの発信をして戻ってもらえる努力は、せにゃあいけないと思います。それはインターネットであり、ホームページであり、色々な今回の質問にもありましたが、DXを含め色々なことで発信をしておりますが、なかなか、学生さんそれにばかりその関わるわけにはいかんと思うんですね。そうするとやっぱり、何かの特別な発信が出来んだろうかという思いがしております。そういう ICT を逆行するわけじゃありません。水を差す訳じゃありませんが、やっぱり、紙ベースで、例えば、町の色んな施策とか、色々なものを送ったらそれはどうせ見るんですよ。それで、たまたま、うちの子が大学行っって、昨日そういう話をしたら、なかなかそのラインも入っちゃあおるが見んっちゃうんですね。見てやると 50 ぐらいずっと見んやつがずっと残ってるんですよ。これはどうするか言うたら、用事がない時にみな消してしていくんだというような言い方をしておるんで、なかなか、自分から進んで見るといのが、なかなかないという。忙しいのも忙しいかもしれませんが、そういうところで、やっぱりちょっと紙ベースで送ってもらったら、自分も見れるかなというふうなことも言ってましたんで、そういうこともひとつ頭に入れていただいでしてほしいと思います。以上で終わります。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ちょっと時間オーバーしますが、一問一答でご質問いただいたんで、お答えしたいと思うんですが、少しオーバーしてもよろしいですか。

●福島議長

手短にお願いします。

●嘉戸町長

はい。分かりました。ありがとうございます。地方に目が向いたという意味では、産経新聞のネット版で、美郷バレーの特集記事が載っております。先日、読売新聞が取り上げていただいておりますので、全国ネットで美郷バレー課っていう名称が記事で連続して取り上げられておりますので、注目もいただいていると思っております。おっしゃるとおりですね、子どもさんが都会に出てなかなか帰らないと。これは、他の議員さんの質問の中でもお答えいたしましたが、島根県も同じことを考えておまして、新年度の新事業の中では、出身者と何らかの取

り組みをやってる。若者の出身者会とかっていうようなところを積極的にやってる市町村、県内市町村に対しては、県が2分の1の補助を出しますよっていう新事業始めたりしております。ですので、ラインで町外者が3割というのは、これは驚異的な数字なんですけども、やはり電子的なコミュニケーションですので、おっしゃるように、リアルなコミュニケーション、あるいは紙を使ったコミュニケーション、年末年始のここでは、帰省された方へという紙の冊子を全戸配布をさせていただきました。これもやはりコロナで帰れなかった方が、この年末年始は帰られるだろうということで、紙で美郷町のことを知っていただきたいということで、半永久保存版的に使わせていただきました。大変いいお話をいただきましたので、様々な方法で、特に子どもたち、若者たちとのつながりを模索していきたいというふうに思います。すいません。延長しましたが、以上でございます。

●福島議長

西嶋議員の質問が終わりました。

●福島議長

6番、原議員。

●福島議長

原議員。

●原議員

6番、原議員、原克美でございます。本議会最後の一般質問となりました。よろしくお願いたします。私からは、今回2点、質問を通告をさせていただいております。1点目でございます。中学生からの提案ということでございます。昨年度になりますか。令和3年2月に邑智中学校で、ふるさと学習による発表会を聞かせていただく機会がございました。この発表会はいくつかの班に分かれてですね、それぞれ違ったテーマで発表されておられました。それぞれ、よくまとめられて、ユニークで新鮮で楽しい提案に感心してお聞きをしておりました。その中で、私自身、実現出来たらいいなと思った提案がございまして。それは、ふるさと年金、または一金制度の創出ということでございます。生徒たちは、美郷年金の創設ということだと思いますが、年金制度の構築は少し複雑ですね、難しいと思いつつ一時金の支給ではどうかなというふうに思っております。それは、美郷町に税金を納めている住民の皆さんがお仕事を退職された時、例えば60歳、今では65歳になるかもわかりませんが、一定の区切りとなる年齢を迎えられた時に、町からお疲れさまでした。また今後ともよろしくお願いたしますという意味を込めてですね、慰労金を支給するというような制度でございまして。町は高齢化がますます拡大する中ですが、高齢者の方にも、できる限り現役で美郷町の活性化に尽力していただければならない、そういった状況であります。一定の区切りの年齢に達したとはいえ、地域の中で活躍していかなければならないし、経験豊富な相談者になっていただかなければならないと思っております。生徒たちからは、他にもたくさんの提案がありました。生徒達にはユニークでふるさとの活性化に向けた提案を考えていただいているのですが、残念ながら、それに対する町の評価や意見がないまま翌月ですね3月には、卒業していきました。本当にその点は残念に思っております。今年度も発表会があるということでお聞きしておりましたが、コロナ感染症の蔓延防止期間中だったために、残念ながら発表会を聞くと、参加することができず、出来ませんでした。残念に思います。生徒の提案が現実に施策として実現すれば、ふるさとを思う気持ちがより一層強くなるのではないのでしょうか。政策的に難しい部分は多々あると思いますが、町が実際に検討し、その結果を知らせるだけでも、ふるさとの一員としての思いが強くなると思います。町長のお考えをお聞きいたします。2つ目の質問でございます。コロナ禍中における福祉施設への支援についてでございます。コロナ感染症の蔓延によって、住民生活は不便さを感じ、各事業所は直接、間接的に多くの被害、支障を受け経営に困難な状況下でありながら

も事業継承など経営に努力をされ、頑張っておられるところでございます。国を初め、県、もちろん町もですね、多くの予算を投じて、これまでのあるべき生活、社会を取り戻すため、また、アフターコロナに向けて、新しい社会構造の変革に多くの支援策を講じられておられるところです。本日の一般質問では、とりわけ施設の運営に対して、お聞きをします。2年前にも一般質問で議論させていただきましたが、厳しい運営の中で、人不足が1番の問題でありました。当時、運営支援については、施設の現状把握に努め支援を模索すると前向きなご答弁をいただき、現在、早速、人員不足解消のために有資格者に対するポイント制度の新設をされるなど、人員確保に向け一歩踏み出した雇用環境の整備をされておられます。町長はじめ執行部の判断に敬意を表するところであります。しかし、まだまだ現状は、今も人員確保がままられない状況であり、それにより厳しい運営に変わりはありません。突然発生したコロナウイルス感染症が、ここまで長い期間収束出来ない状況は想像していなかったと思います。このコロナウイルス感染症の影響によって、福祉施設では必要以上の運営努力をしなくてはならない状況になっております。具体的には、施設環境の整備はもちろんですが、職員管理として陽性者または濃厚接触者、施設によっては接触者となる職員に対してですね、一定の期間自宅待機をしていただくなど、厳しいルールを構築されて感染症による重症化リスクの高い高齢者、そして、クラスターを避けるために、人員不足でありながらも最善の方法を考えて運営に努力をされているところであります。待機を指示した職員に対しては当然、給料は支払われております。しかしながら、制度上ですね、基準の人員配置をしなくてはならないことから、超過勤務や臨時職員などの対応によって、必要以上の人件費が増える。また、基準の人件費が、人員配置が出来ないということになればですね、国からの介護保険料がカットされるなど、いずれにしても、運営に支障を来すような状況になっておるところであります。コロナ関連による福祉施設等の運営に関する国等の支援制度は、貸付け制度程度であると認識しておりますが、多くの施設では、基金を崩しへながらも、厳しい運営をされている状況であります。返済の伴う貸付けには慎重にならざるを得ない状況であると思っております。町内のコロナ感染症の蔓延防止、高齢者の感染防止に最大限の努力をされていることを踏まえてですね、改めて、何らかの支援を検討出来ないか、伺うところであります。以上です。

#### ●福島議長

番外、町長。

#### ●嘉戸町長

それでは、原議員の、1つ目のご質問、中学生からの提案についてにお答えをいたします。中学生の探求型学習は、大和中学校では、「荷瀬プロジェクト」と題して、個人で取り組まれており、神楽や学打ちなどの郷土芸能や江の川、橋、田の原展望台などの美郷町の魅力をテーマに研究をされ、文化祭で保護者の方に発表をされました。他にも、インドネシア、マス村との交流や、イノシシのレザークラフトに着目するなど、全校生徒29人、それぞれが、ふるさと美郷の活性化に関心を持って取り組んでおられます。邑智中学校では、3年生36人が、7つのグループに分かれ地域の方々にアドバイスをいただきながら、話合いの活動やフィールドワークを行い、2月に活動のまとめの発表を行われました。三江線跡地の利活用や、美郷町の知名度アップ、新しい定住の形の提案やふるさと納税、コロナ禍での雇用拡大など、今の社会情勢を見据えての提案もあったというふうに聞いております。平成31年、令和2年には、中学生議会でも、中学生から提案発表を聞いて、私から直接評価を伝える機会がございました。しかし、こうした発表の場が、コロナ禍のために縮小せざるを得ない状況であり、大変残念に思っております。中学生議会では、アンケートや街頭インタビューなど、調査の結果に基づいて、しっかりと練られた提案がたくさんありました。例えば、粕渕のメインストリートグルメストリートにして、町内外から人が集まるエリアにしたらどうかというふうな提案に関しましては、私

自身も大変考えさせられるものがあり、現在、推進しております美郷町商業活性化にぎわい創出事業に着手する上でも大きな動機づけとさせていただきます。また、美肌や SNS を使った美郷町の魅力の発信、特産品の開発など、あるいは、サテライトオフィス「みさと。ネスト」を設置するにあたって、中学生の意見というのは大変参考にさせていただきました。令和 2 年 11 月に大和中学校において、町会議員さんとのトーク会が行われ、7 名の議員に参加をいただいております。町に関する情報提供のみならず、議員の皆さんの人柄、生きざまを子どもたちに伝えられたトーク会であったというふうに報告を聞いております。生徒は、「美郷町について新たな気づきがあり、様々な考えを共有できてとても良かった。」とか、「美郷町から出ていった人が帰ってきたいと思えるような美郷町をつくり、次の世代に伝えていくことが大切であると知りました。」「自分も美郷町の一員として、楽しいことをたくさん経験し、このすばらしい町の応援団になりたいと思った。」などという感想を寄せていました。子どもたちのふるさと学習につきましては、今後も町としても力を入れてまいりたいと思います。議会形式にこだわらず、子どもたちの探究心や、問題解決能力を育てる工夫をしてまいりたいと思います。執行部のみならず、地域の皆さんに子どもたちの活動や提案をしていただく機会もつくり、町の行政にも生かしてまいりたいと思います。

#### ●福島議長

原議員。

#### ●原議員

ありがとうございます。教育観点から見てもですね、大変いいご回答いただいたんじゃないかなというふうに思っております。私は子どもと話をすることがですね、好きでして、そういったこともあってですね、平成 30 年でしたか、3 月議会で、この中学生議会、子ども議会のことを提案をさせていただきました。先般、西原議員からもですね、子ども議会についてですね、教育的な有効性もあるというふうにお褒めをいただいてですね、私も後ろで、うれしく思って聞いておりました。当時はですね、なぜこの質問をしたかということをもう 1 回申し上げますと、子どもたちが町にどんな思いをですね、持っているのかなあということが、すごく興味があって、ちょこちょこ子どもと話しするとですね、面白いことをいっぱい言ってくれるんですね、楽しいこともいっぱい言ってくれる。そういったことをですね、これを住民の皆さんにも当然聞いてもらいたいし、そして、執行部の皆さん方、町長はじめ執行部さん方にもですね、聞いていただきたい。そういう思いがあってですね、これを提案させていただいたところです。こういう機会をつくることによってですね、子どもたちが町政やまちづくり、こういう事に少しでも参加できるというふうな喜びをですね、感じて、また一層ふるさとを愛する気持ち、こういったものが出来たらいいなという思いが根底にあったところでありまして。嘉戸町長就任されてですね、この中学生議会を実現していただきました。本当に感謝をしております。提案した生徒たちは町長から直接答弁をいただいてですね、先ほど言いましたように、よりふるさとを思う気持ちというものがですね、膨らんだんではないかというふうなふうに思っております。今議会ではですね、本日はこの中学生議会ではなくてですね、もう一つ、ふるさと教育の学習の一環としてですね、学校の方で取り組んでおられます。発表がございました。先ほど申し上げましたけれども、その中で私がですね、面白いなと思ったような、面白いって言い方悪いですけども、これはいいんじゃないかなというふうな提案があったので先ほど申し上げましたけれども、そのことの回答がですね、今回、さっきお聞きする中では、どういった評価をされるのかなということがなかった訳ですが、まずですね、先ほどご答弁をいただいた中で、一つずつ整理をしながら、質問をしていきたいなというふうに思っておりますが、大変、先ほども冒頭申し上げましたように、この子どもたちの意見を聞くという重要性、そういったものも理解していただいた上でですね、答弁の中にもありましたけれども、重要施策や新規事業にもですね、

こういった意見も参考にされたということでございました。先ほど何点か事業を言われましたですがね、中学生のこういった意見を参考にしてですね、こういった思いを参考にして、そこへ取り組んでいかれたのか。少しだけ簡単にでよろしゅうございますんで、教えていただけませんかでしょうか。

●**福島議長**

番外、町長。

●**嘉戸町長**

ありがとうございました。すいません。ふるさと年金のところは、確かにコメントしておりますませんでした。おそらく、おじいさん、おばあさんへの敬意、そして、感謝の気持ちとかいうかですね、そういうものを形として表したい。表すべきだろうということの一つの形なんだというふうに思います。お金を渡す云々というところのつくり込みができるかどうか、ちょっと別にしましてもですね。その気持ちは大変大切にしたいと思います。先ほど私が申しあげました美郷町商業活性化にぎわい創出事業につきましてはですね、あの時、子どもたちがアンケートを取られましてですね、こういうものがあつた方がいいとか、あるいは町の中を歩き回られて、空き家がいっぱいあるとか、メインストリートの写真を撮られて、ものすごい寂しくなってるというようなことがあります。それで、どうするかっていう時に、やっぱり人が来るような町でなきゃいかん。商店街でなきゃいかんっていう、その現実に対しての課題認識、じゃあどういうふうで解決していくかっていう、ちゃんと論理的に一つ一つ地に足がついた展開をしましてですね、やはり、食べるもの、食べる楽しみっていうのは、人間全部共通だということで、美郷町にはそれが本当に少ないというふうなことを訴えられましてですね、子どもたちに嘘をついたり、いい加減な答弁する訳にはいきませんので、正面から本当にその通りだと。ただ、そこで私はですね、今でも覚えているんですけど、かなり真面目にちょっと答えましてですね、こういうのは、事業をやるっていうのは、お金がちゃんと儲からないと、ずうっと赤字だったらやっていけないんで、これは大変なんだよということで、ちょっと言外に現実的ではない部分もあるよということも言ったんですけども、ただ、子どもの気持ちからしてみれば、それを乗り越えて何とかするのが大人だろうというふうに多分思いますので、やはり、この2年間、色々私の中でも問題意識としてはずっと溜めておりましたですね、それで、人口当たりの飲食店の数だとか、現実問題、今の衰退の度合いを見た上で、やはり子どもたちがいう方向でやるべきだろうということで、議会にもお諮りをさせていただいております。ちょっと答弁なつたかどうかわかりませんが、そういうふうな受け止めをさせていただいていました。

●**福島議長**

原議員。

●**原議員**

ありがとうございます。本当に町長の今のお話を聞いててもですね、本当に対話の重要性といますかね、それを改めて感じさせていただきました。あと色々な中学生からのアンケート結果、アンケートというか、色々なアンケートといますか、感想はですね、先ほど申しあげられましたけれども、本当に冒頭申しあげましたように、そういった対話によってですね、中学生たちの気持ちというものは、膨らんできているということも実感いたしました。それで先ほどの今回この質問をしているところの一番の部分だというふうに、私考えとつたんですけども、中学生のそういったせつかくの提案をですね、代弁するところがなかったので、私がちょっと代弁して質問しようかなというところで、今日機会をいただいておりますけれども、先ほど町長も触れていただきました。実際に、現金をどうのこうのじゃなくてですね、やっぱりその中学生がこの提案、美郷年金という提案をしたというのは、町長おっしゃるとおり、地域で今まで活躍されてきた高齢者の方々に対する感謝ですね、それからまた、これ

からも、先ほど申し上げましたが、相談者としてですね、やっていただくという、本当に子どもがですね、ここまで考えているのかなというところを関心したわけでございまして、そういったところもあって、今回私も取上げさせていただいたところ。これは是非ともですね、言われてみればですね、青年とかですね、働き盛りの子育ての人だとか、そういった方については、色んなポイント制度も設けられてですね、本当に、県内、全国でもですね、充実した体制を整えられているというふうに思っておりますが、この子どもの提案を聞いた時に、そういえば本当に高齢者に対するそういったものはないなということを感じたところ。是非ともですね、何とかテーブルに乗せてもらうようなことで、検討をいただくということのご回答はいただけないでしょうか。

#### ●福島議長

番外、町長。

#### ●嘉戸町長

美郷町の高齢化率が 48.1%ということで、県内では、津和野町に、津和野町も 48%台なんですけど、僅差で 2 位ということで、毎年のように高齢化 1 位 2 位という町でございますので、やはり、我々の先達が、しっかりこの地域を守ってくれたからこそ、今があるというふうに思っておりますので、子どもたちから言われるべくもなく、我々も同じように思っていかなきゃいかなのだらうなと思います。それで、検討ということなんですが、お金になりますと、どうしても、じゃあどこから調達してくるんだ。また長い話になりますと、これ非常に運用だとかですね、ややこしい問題もありますので、またお金のある町でもありませんので、ちょっとそのまま年金ということは難しいと思います。ただ、高齢者の方の節目節目でですね、何らかの形で、町からという形式をとったとしても、地域の皆さん町民の皆さんがよく分かるようにということが大切じゃないかなと思います。ちなみにですね、99 歳、100 歳の時のお祝いというのは、できる限り私全ての該当者の方のご自宅まで訪問させていただいて、記念品をお渡しをさせていただいております。毛布であったり、色んなものではあるんですけども、それと、広報の方にですね、100 歳になられた方の写真も掲載させていただいて、それと私になってからなんですが、長者番付というのを過去 2 回やってますかね。2 年間。で、要は、1 番上が最高年齢者が横綱でということと、どこにお住まいになっているのかな、ご本人に名前を載せてもいいですかということで、掲載をさせていただいたりとか、これは金品を差し上げるというよりも、町民みんな、あそこのおじいさんが今度 100 歳になったっていうことを、みんな共有しようよというふうな意味合いで小さなことでありますけども、やらせていただいております。今ちょっと即答はできませんけども、高齢者の節目節目での、何らかの形のイベントなのか、感謝の意をみんな伝えるというふうなところは、検討はしてまいりたいと思います。

#### ●福島議長

原議員。

#### ●原議員

人生 100 年といいますか、その節にはですね、町長自らお祝いを申し上げて歩いておられるということで、大変いいことですが、その高齢者の方が、人生 100 年節目を迎えるためのですね、ある程度、スタートラインにまた立たれたということで、節目で、ぜひとも、先ほどもあったように、長寿県長寿町の一つの大きなイベントとしてですね、考えていただければなあというふうに思います。それから、最後にですね、先ほど言いましたように、中学生は、ふるさと学習といいますか、探究学習といいますか、その中で、先ほど言いましたように色んな学習を学校でやっております。その探究学習で、発表を学校で発表するものについてはですね、なかなか行政からコメントが返しにくい部分があってですね。単に発表で終わるとする部分が、

現状であろうかというふうに思います。教育長どうでしょうかね、そういった探求学習の発表会の中で、学校ですすね、コンテストじゃないですが、どれもいい提案なんですけども、その中で、特別に、町長に、ここの提案をプレゼンできるよというような提案をですすね、選んでいただいて、中学生議会をやる時には、年 2 回のそういった形になるかもしれませんけども、そういったプレゼンの場所もですすね、機会も設けてあげるようなことは、学校としてできないものでしょうか。お伺いします。

●福島議長

教育長。

●阿川教育長

大変いい提案をいただきました。西原議員さんの質問の中にもありましたけども、浜田一中の生徒の提案もありましたけども、私も持っておりますけども、その前に、隠岐の方では小学校 6 年生がこういう子ども議会というのを、非常に、20 年近く前から、20 年までかかりませんけどやっております、誰かがやってくれるのではなくて、子どもたちが、自分から仕掛けるという子どもを育てるっていうことは、議員がおっしゃったふるさとの一員として、とっても大事だと思いますので、そういう仕掛けづくりはしていきたいと思います。子どもの発想とかですすね、考え、絵なんかもそうですけど、大人になると何か消えていくものっていっぱいございますよね。不思議なんですけども、なぜ消えていくのか分からないんですけども、そういう子どもだからという発想、作品なんかもですけど、残してくってというのは、我々大人たちの責任でもあると思いますし、今回のような議会を通して、子どもの考えを町の方へ残していくっていうのは、とても大事なことだと思います。昨日もちょっと私西原議員の質問でお答えしましたけども、子ども議会の最大のテーマは、やっぱり、繰り返しになりますが、声を拾うことと、それからつながるといことだと思います。これから子どもたちは学校だけの勉強ではなくて、中央高校とか麻布大学の学生もやってくるようになれば色々とアドバイスをもらいながら、自分から仕掛けるっていうことをですすね、教育委員会としましても、学校と少し話をしながら、コロナ禍の中でもできることで、町民の皆さんに、ある議員の皆さんと関わりながら、発信していきたいなと思いますので、その節にはまた議員の皆さんもどうぞよろしくお願いたします。以上です。

●福島議長

原議員。

●原議員

ありがとうございます。是非ともそういった形が出来ますようお願いをしておきます。そういった、子どもたちの対話によってですすね、子どもたちが、一旦は学校で進学で出るかもわかりませんが、卒業したら、美郷町に帰って役場の職員になるんだと。どっかの企業で働くんだと。いや、僕は帰ったらもう議員になるんだと、町長になるんだという、そういった夢をですすね、持つような形になればいいなというふうに思っていますので、そういうことになるように期待をですすね、1 問目の質問を終わります。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、原議員の 2 つ目のご質問、コロナ禍における福祉施設への支援についてにお答えをいたします。まずは、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、現在も収まっておりません。まずは、感染のリスクが高い高齢者や障がい者、子どもさんのお世話を担っていただいております町内の福祉施設の職員の皆様に対しましては、深く感謝を申し上げた

と思います。各施設とも、職員の健康管理及び感染予防対策には、特に気を使ってご尽力をいただいていることと存じます。町としましては、この厳しい運営状況の中、町の福祉事業を継続実施していただいている福祉施設に対して、できる限りのご支援をしてみたいと考えております。現在まで2年以上の長期にわたり、コロナ禍が続いていますので、施設の感染症予防対策に必要な消毒の材料や備品などへの支援などは、県や国の様々な支援もありますが、各施設の負担はかなり大きいと聞いています。今後も、感染予防対策に必要な消毒材料等の支援や、施設職員の新型コロナウイルス感染症の早期発見及び感染の不安解消のための抗原検査キットの配布など、町として可能な限りの支援の実施は考えております。また、日頃からの人材不足に加えまして、コロナ禍の福祉施設におかれましては、新型コロナ感染症の疑いや体調不良など、緊急時に職員が休まれた際の人員確保というのは議員ご指摘のように、最優先の課題だと思います。これにつきましては、国及び県、特に県は、感染者が発生した施設への介護職員派遣制度なども、独自に実施をされております。町としましては、町内の介護施設への感染症対策についての情報提供に努めるとともに、議員のご意見にもありました有資格者の人材確保支援事業である美郷町定住ポイント事業につきましては、町内の福祉施設の状況や要望を聞きながら、今後も継続して実施をしていく予定です。ちなみに、この事業は、町内の事業者へ就職されました看護師、介護福祉士など、専門資格を有する方を対象に、就職後、毎年、定住ポイント20ポイント、20万円相当ですが、これを計5年間、累計で100万円を付与をさせていただくものです。今年度までの実績は、令和2年度、3年度にそれぞれ、看護師の方1名ずつが、町内で就職され、この制度による支援をご活用いただいております。町としましては、今後も、町内の福祉施設の状況やご要望を聞きながら、国や県と協力して、施設のニーズに合った支援をできる限り取り組んでまいりたいというふうに思っております。

#### ●福島議長

原議員。

#### ●原議員

ありがとうございました。私も今年ですね、高齢者の仲間入りをさせていただく年になりました。介護保険施設なんかに行ってもですね、長い間、社会に貢献して、豊富な知識と経験を有している高齢者がですね、敬愛されて生きていかなければならない。社会をつくる。安全で安心な社会をつくる、そういうことが目的じゃないかなというふうに思っております。町長の答弁先ほど聞きましてですね、本当に安心をいたしました。それでですね、色んな今回の先ほど申しましたコロナのですね、色んな支援制度、いっぱい調べたんですけどもね、もう本当多くてですね、また逆に、もう本当に見つけることが出来なかったんですけども、実際ですね、先ほど派遣事業とか、いうことも言われましたけども、実際、運営に関してですね、どういったような支援を使っておられるんでしょうか。その辺ちょっと分かれば、分かればいいですが、教えていただけまでんでしょうか。

#### ●福島議長

番外、健康福祉課長。

#### ●松嶋健康福祉課長

運営に関してといいますと、コロナに関することですか。  
(はいとの声)

#### ●松嶋健康福祉課長

町としましては、2年前にコロナ感染症が発生した時点で、先ほど町長の答弁にもありましたように、マスク等や消毒剤等の感染予防対策のための衛生材料等の配布を各町内独自に行いました。国県からの配布等もマスク等ありましたけれども、消毒薬等が余りありませんでした

ので、当初 2 年前にはすぐ総務課とも検討いたしまして、消毒用の材料、消毒薬ですね、とマスクと手袋等を配布をさせていただいて支援をまずしているところでございます。それ以後は必要に応じて、消毒薬中心になりますけれど、国県からは、マスクがかなり来ておりましたので、消毒薬等を随時しておりました。で、一応そのあと、国が衛生材料等や備品についての補助金を県もですけど、コロナ対策に対しての要する費用ですね、については、補助金を出しておられたので、それを各ご案内を町としても情報提供、直接、国や県からもございますが、情報提供をいたしましたことはあります。それに対して事業所は、各直接補助金等の申請を行っておられるというのを、また確認にご案内でしたりしておりました。それ以後は、必要に応じてなんですけれども、随時必要な材料があれば適宜ご連絡をいただいて支援していたというところでございます。

#### ●福島議長

原議員。

#### ●原議員

ありがとうございました。一般の事業所の方々のようなですね、経営の安定とか、継続だとかいうような、いわゆる運営の継続、そういったような意味合いのものはないというふうに理解をいたしました。しかしながら、そういった色々な経費の部分ですね、補助金が出ているということになればですね、やはり、それはそれで施設としては、十分役に立っているんじゃないかなというふうな今お聞きして思ったところでもあります。それと、冒頭申し上げたように、今の施設は、一番の問題は人員不足です。色々町長が、ああやって有識者の支援制度ですね、作っていただきましたけれども、その中でですね、私、看護師とですね、介護福祉士、その 2 つの資格者だけというふうな理解をしたんですが、町長の答弁の中では、などというようなこともありました。施設によってはですね、他にも色々、栄養士だとか、なくてはならない必須の職種がいっぱいあるかと思えます。そういった方も対象になるという判断でよろしいでしょうか。

#### ●福島議長

番外、町長。

#### ●嘉戸町長

この制度もですね、2 年前から、私の肝いりというか、強い気持ちで作らせていただきました。その趣旨としましてはですね、日本全国、人手不足なのは間違いはないんですけども、その中であっても、特に人が生活して生きていく上で必要不可欠なある意味エッセンシャルワーカーに近いような方の確保というか、町内で働いていただきたいというのは、行政としてお金を出してでも、ご支援をしたほうがいいんじゃないかということで作らせていただいております。ですので、資格と名がつけば何でもかんでもいいかっていうと、行政が金をばらまく話になってしまいますので、そこはちゃんと節度を持ってやろうとしております。その時の条件としてですね、まず足元、そういう人材を募集して、必要なんだけども、募集、応募が全然ないという状況が続いてる。それと、町民の生活あるいは町の普通の運営にとって重要な重大な支障をきたしているということに対して、やりましょうということなので、基本的には 1 年に 1 回対象を見直そうということで運用しております。年度初めにですね。これは年度の初めだけではなくて、もうちょっと柔軟に、もし本当に深刻な状況が出てきたら、じゃあ、一緒に、もうちょっと考えて対象にしようかということで、今のところは看護師と介護福祉士ということなんですけども、色々な資格が考えられると思ってます。まだしっかり検討しておりませんが、例えば、理学療法士とか作業療法士とかですね、あるいは、今、スクールバス等を運転させていただいておりますけども、これ大型 2 種の免許でございますけども、もし場合によっては、そういう運転者が足りなくなったら、スクールバスの運営が出来なくなる。これ実際そう

ということが起こってるわけじゃないんですけども、例えばこれは常にそういう人を募集するというよりも、町民の生活あるいは健康に共通の公共の福祉に資するような資格を持たれて困ってる時にはもう柔軟に町として後押ししようと、こういうコンセプトですので、先ほど申し上げた看護師、介護福祉士などという表現を使わせていただいたのは、逆にそこに限定してしまうと困った状況が出てきても対応出来ないことがあるので、基本的には、そういう状況を総合判断しながら追加も考えてまいりたいと、こういうふうな趣旨でございます。

#### ●福島議長

原議員。

#### ●原議員

ありがとうございます。町長も答弁の中で言われましたように施設ですね、色々相談をしながらですね、こういったところ、柔軟な対応をしていただきたいというふうに思います。それと、特に福祉事業に関してですね、法律に基づいて色んな制度があつてですね、素人の我々には、なかなか難しい分野でありますけれども、職員の皆さん方、特に担当する健康福祉課長などはですね、こういった分野のエキスパートであるというふうに思っておりますけれども、そこで一つですね、分からないんでお聞きするんですけども、介護保険制度でですね、措置費、介護費ですかね。介護費とそれから養護老人ホームのような措置費、この辺はどういったような形でなってるんでしょうか。ちょっとだけ、簡単に、時間もありませんので、簡単に教えてもらえればというふうに思います。

#### ●福島議長

健康福祉課長。

#### ●松嶋健康福祉課長

原議員のご質問でございますが、お答えいたします。介護保険事業所、介護保険法に基づきまして、登録されておられます介護保険事業所が町内にも何カ所かございます。特別養護老人ホーム、あとデイサービス事業所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所というのはケアマネジャーさんのおられるところとか、先ほどお話の中原議員のお話出ました訪問看護ヘルパー等の事業所が介護保険事業所になりますけれど、養護老人ホームは、介護保険事業所ではなく、老人福祉法に基づきます養護老人ホームという老人福祉施設になります。で、先ほどお話しされましたように介護報酬というので、介護保険事業所は、先ほどお話ししました介護保険事業所は、介護報酬というものを請求を常に毎月されまして、その実績に基づきまして介護報酬が国保連合会を通じまして、色んな保険者からと国、町からの負担金で成り立って払われるという仕組みでございます。養護老人ホームは老人福祉法に基づく施設ですので、ずっと何年か前、もうずっと以前から、戦後間もない頃からされておりますサービスで、ひとり暮らし等や自宅での生活が困難になられた独居もしくは高齢者世帯の高齢者の方が入られるところで特別養護老人ホームのように重度の高齢者は入られませんので、原則、要介護 2 程度まで、それも、状況によって重い方は要介護 2 でも入所は難しいという。ある程度お元気な自立した生活を送れる高齢者の方が対象となっております。それは町が介護報酬ではなく措置費というもので、1 人当たり約 15 万、正式にはちょっと違いますが大まか 15 万程度ぐらいの毎月お支払い、措置費としてお支払いする流れです。しかし自己負担は、その方の年金収入等に基づいて自己負担を求めることができるので、自己負担をその方の収入によって払っていただく。ただし、先ほど言い忘れましたが、お元気な高齢者かつ非課税の方というルールがありますので、課税があるぐらいの収入のある方は、入所をいくら希望されても入れないというルールになっております。ですから、その措置費を収入に伴いまして自己負担分 15 万幾らかのうちの負担をしていただき、その残りを町が措置費として払っているというところでございます。

●福島議長

原議員。

●原議員

ありがとうございました。大変よく分かりましたとはちょっとよ言わんのんですけども、またゆっくりですね、またご教授いただきたいというふうに思います。それで今措置費の話が出ました。ちょっと僕もはっきり先ほど言いましたようには、分からない部分がたくさんあってですね。適正な質問になってるかどうかというのは、ちょっと不安があるんですけども、この措置費を決定するにあたってですね、その裏の財源として、国から交付税かなんかで措置をされているというふうに思いますが、その交付税の措置と申しますか、算定される費用と申しますか、そういったものがですね、ちょっとずつ上がってきていて、29年ぐらいから比べると、15%ぐらい上がってきてるんじゃないかなというふうなこともお聞きしたように思っておりますが、その15%上がればですね、その措置費も15%ぐらい上がって、町がお支払いされるんでしょうか。いかがでしょうか。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

15%という数字は私がちょっと確認しておりませんので、数字的には分かりませんが、やはり、地方交付税ですので、毎回見直しと積算根拠に基づいての積算により、払ってもらっているというふうに聞いておりますので、それに基づいて、増額や変動はあると思いますが、それに伴っての増額というものはなくて、それ以外に措置費の積算根拠というのが色々ございまして、その積算に基づいて、何種類もある積算根拠で積み上げております。それが入所者の状況とか、職員の雇用の状況等でも、加算等もありますし、その状況で常に加算を毎年見直しを行い、措置費が決まっております。

●福島議長

原議員。

●原議員

養護や経費等の措置費や事務費等に係る単位費用の推移ということで、29年度から、表がですね、年々少しずつ増えていって、平成3年度には15%プラスになってますよというのがあったんで、このことについて今お聞きしたんですが、そういった形ですね、町の財政措置も国からそうやってあるのであれば、先ほど冒頭言いましたように厳しい経営をやらされる施設もございまして、それに対応した措置費というものも町がしっかりと準備をしてあげるといことも大事じゃないかなということでも言わせていただきました。それとですね、最後に一つだけまたお願いをしときたいんですが、2年前にも質問をさせていただいたということで、お話をしましたけれども、町長の今回の答弁を聞いて少し安心をしたんですけども、やっぱりしっかりと施設の苦勞を聞いていただいてですね、町長が言われるように支援できるところは、しっかりと支援して支えていってあげていただきたいなというふうに思っております。誰もがですね、お世話になるところです。そのために、今、若い人が一生懸命働いておられますけども、自分には関係ないと思ってもですね、いずれは自分もお世話になるところなんで、そういった意味で、将来に向けての安心材料としてですね、しっかりと安定した経営ができていくということも必要じゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いをしてくださいね、終わらせていただきます。ありがとうございました。

●福島議長

原議員の質問が終わりました。

以上で、本定例会に通告されておりました一般質問が全て終了しました。  
ここで、午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午後 12時10分)

(再開 午後 1時00分)

●**福島議長**

会議を再開いたします。

日程第4、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●**福島議長**

11番、総務委員長。

●**佐竹議員**

委員会審査報告をいたします。平和4年3月14日、美郷町議会議長 福島教次郎様。総務委員会委員長 佐竹一夫。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり、可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第4号、美郷町課条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別、偏見等防止条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、広島市と島根県邑智郡美郷町の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、議案第19号、辺地に係る総合整備計画の策定について、以上でございます。

●**福島議長**

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島議長**

質疑がないので、質疑を終わります。

総務委員長、ご苦労さまでした。

続いて、教育民生委員長。

●**福島議長**

教育民生委員長。

●**日高議員**

教育民生委員会に付託されました2案件について、委員会審査報告書を行います。令和4年3月14日、美郷町議会議長 福島教次郎様。教育民生委員会委員長 日高学。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第21号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、議案第22号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて、以上でございます。

●**福島議長**

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島議長**

質疑はないようですので、質疑を終わります。  
教育民生委員長、ご苦労さまでした。  
続いて、産業建設委員長。

●**福島議長**

産業建設委員長。

●**西嶋議員**

委員会審査委員会審査報告書。令和4年3月14日、美郷町議会議長 福島教次郎様。産業建設委員会委員長 西嶋二郎。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第7号、美郷町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第8号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第20号、公の施設の指定管理者の指定について。なお、議案第20号につきましては、委員1人の反対がありましたが賛成者多数により、当委員会では原案に対し可とすることを申し添えます。以上です。

●**福島議長**

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。  
質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島議長**

質疑がないようですので、質疑を終わります。  
産業建設委員長ご苦労さまでした。  
続いて、予算決算委員長。

●**福島議長**

予算決算委員長。

●**山本議員**

読み上げて報告いたします。令和4年3月14日、美郷町議会議長 福島教次郎様。予算決算委員会委員長 山本幹雄。予算委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第10号、令和4年度美郷町一般会計予算。議案第11号、令和4年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。議案第12号、令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算。議案第13号、令和4年度診療所特別会計予算。議案第14号、令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算。議案第15号、令和4年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第16号、令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算。議案第17号、令和4年度美郷町簡易水道事業会計予算。なお、議案第10号につきましては、委員1人の反対、議案第17号につきましては、委員2人の反対がそれぞれありましたが、いずれも賛成者多数により、当委員会では、原案に対し可としたことを申し上げます。

●**福島議長**

予算決算委員会に付託した案件の報告が終わりました。  
質疑はございませんか。

(なしの声)

## ●福島議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

予算決算委員長ご苦労さまでした。

日程第5、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第4号から議案第22号までの議案19件について、一括して討論に入ります。

討論のある方は、議案番号を示してからお願いします。

まず、反対討論はありませんか。

## ●福島議長

5番、中原議員。

## ●中原議員

5番です。議案第10号、美郷町の新年度予算案に反対する立場から、討論に参加いたします。町の予算は、予算総額が、64億5400円万円のうち、自主財源はわずかに18.2%、依存財源は、地方交付税の53.2%を含めて81.8%となっております。国が提示する制度や仕組み、政策誘導の方向などを見極めて巧妙な財政運営で、生活困難や地域の衰退を押しとどめる。このことは本当に容易でない仕事だと思っております。コロナ対策で見ますと、私もニュースを見ていまして、ちょっと誇らしくなるようなですね、非常に先進的な施策も行われました。しかし、こういうふうに町執行部のご苦労を察しつつ、次の4点について指摘して、反対討論とさせていただきます。1つは、新規就農者対策です。呼び込み強化策などは、幾つかのメニューが用意されました。しかし、私の見る限り、やはり定着対策が不十分だと。このように思っております。一遍希望を持って美郷町に移り住んで農業に従事したと。そういう人たちが、農業で暮らしていける、暮らし続けられることが大切だと思います。従いまして、集落営農の法人化や、広域化に町の町政の方向がシフトされているように見受けられますが、国内では今、家族農業の10年、この真っ最中で、その途上にあるわけでありますが、この家族農業として成り立つ施策、このことにもっと力を入れるべきではないか、このように考えます。広島市と連携中枢都市圏構想が準備されておりますが、コロナ禍で学校給食に地元野菜を使うというふうなことも盛り込まれておりますが、こういうふうなことも含めて、地産地消の推進など農産物がある程度さばける。そうした方策ですね、ここをもっと力を入れてやるべきだというふうに考えます。また、Uターンの方が、農業に参加する。このことによって、小さな範囲かも分かりませんが、農地が保全される。このことは、農村風景の維持にとって非常に大事な取り組みだと思いますが、ここに対する町の支援をもっと強化すべきだと、このように考えております。2点目に、定住人口、活動人口の拡大の問題について、触れさせていただきます。Iターンを期待した住宅対策に変調をしているのではないかと感じさせられる節があります。Uターンを含め、安心して終の棲家としていつまでも住み続けられる町、親の暮らしぶりを見てやっぱり定年後は美郷へ暮らそう、こう思ってもらえるような町づくり、まさに長寿県長寿町としての高齢者対策も合わせて一層充実させることが、大事だと思います。そのことによって入ってきた人口を定住させる。人口流出を抑制する。そして、このことがさらなる人口流入につながっていく。こうした対策も検討してみる。このことが大事じゃないかと思っております。3つ目に、脱炭素の取り組みについて、述べたいと思います。この脱炭素の取り組みも、町として色んな取り組み、斬新な取り組みも見られます。そして、既に美郷町としては、カーボンゼロを乗り越えたような、そういう水準にあるということが報告されております。私、この脱炭素問題、環境政策問題、地球温暖化問題、取り組みを見た場合ですね、町の組織図や事務分掌を見ても環境政策をつかさどる部署が見当たりません。定められておりません。従って、2030年、2050年として地球環境や温暖化問題として、今日、最も緊急で重要視されるべき課題に対して、町としての取り組みが一つ一つは、先ほども触れましたように、いい取り組みをしているんですけども、

町としての政策性、計画性がうかがえない。このことは私残念に思います。地方公共団体実行計画が未策定であることに伺えますけれども、こうした今緊急の課題である脱炭素、地球温暖化問題に対する環境政策をつかさどる推進体制の確立を早急に図るべき、このように考えます。4点目になりますが、指定管理者問題です。町の施設、町民の施設として、その設置目的の実現を目指すことが、指定管理者の使命であると心得ます。町民の福祉の実現よりも、指定管理者の経営安定が優先されるべきではない。このように考えます。もちろん、今日、コロナ禍にあって、指定管理を受けた施設、この運営がなかなか容易ではない。このように考えておりますが、しかし、指定管理者制度の趣旨に沿って、とりわけ、その設置目的の実現を目指すこと、ここに指定管理者問題のやっぱり中心点があるのではないかと、このように考えておまして、改善を望むところでありまして、以上4点にわたりまして、予算案に反対する立場からの討論をしてまいりましたが、最初に申し上げましたように、実財源が非常に少ない中で、国からの交付金等を使って、町民の苦難や地域の衰退を押しとどめる。このことは、本当に容易でないと思います。町執行部のご苦勞を察しますが、あえて4点を提起させていただいて、予算の反対討論にしたいと思います。以上です。

●福島議長

議案第10号についての反対討論が終わりました。  
次に、議案第10号について、賛成討論はありませんか。  
1番、西原議員。

●福島議長

西原議員。

●西原議員

1番、西原慎治です。私は、議案第10号、令和4年度美郷町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。まず、財政面では、基金繰入れや町債発行での工夫が見られる他、事業財源での補助金や有利な起債の活用、国、県の支出金合計の増額など、財源調達の努力が伺えます。基金について、特定目的基金繰入は1億4000万円と、昨年より増えてはいますが、基金目的に沿った活用と言えます。また一方で、財政調整基金繰入は2億3000万円で、昨年を下回っています。政策面では、施政方針に上げられている安全、安心、健康で不便の少ない町民の暮らしの実現、町の創出に向けた取り組みの本格化、新しい時代の潮流に向けた取り組みの進展の3つの重点分野について、これからの時代を見据えた取り組みがあげられています。安全、安心、健康で、不便の少ない町民の暮らしの実現の分野では、新型コロナウイルス対応として、ワクチンなどの感染予防対策に加えて、抗原検査キット無料配布や自宅待機支援、人権侵害防止などの町民の不安に十分に目配りされた取り組みが、引き続き計画されています。また、災害に強いまちづくりとして、港地区防災集団移転事業を着実に進める計画がされ、町内各地で発生する内水氾濫には、ポンプの増設や電源確保に加え、国、県との連携などによる具体的な対策強化など、江の川の被害の多い美郷町にとって必要な取り組みが計画されています。また町の活気創出に向けた取組の本格化の分野では、商工業の活性化として、美郷町商業活性化にぎわい創出事業が計画されています。町の中心地の活性化は、以前からの重要なテーマであり、町の活気づくりに大きく寄与するものと考えられます。農業の振興については、担い手確保と農地を守る対策に「みさと。TOWN スタッフ」募集と、新たな視点で強化策が打ち出されており、農業振興に向けた強い意思が伺えます。また町の強みを生かした取り組みとして、国民スポーツ大会に向けたカヌーのまちづくりへの取り組み、また、全国で類がなく大きな注目を集めているバリのまちづくりへの取り組み、ひなびた温泉第1位を初め、様々なコンテンツを生かした美肌町の取り組みは、美郷町の認知度向上から、関係人口、交流人口、活動人口の拡大につながる重要かつユニークな施策です。町民への認知度を上げ様々な事業やPRを展開し、一層の前進を期

待いたします。新しい時代の潮流に向けた取り組みの進展の分野では、脱炭素の取り組みとして、美郷町は、ゼロカーボンシティ先進地宣言など、他に先行して取り組んでいます。家庭、農林業といった生活事業者に重点を置き取り組みを進めることは、更なる進展と評価いたします。アフターコロナの地方回帰の流れをつかんだ事業者向けの取り組み、「みさとと。ネスト」や、ターゲットを明確にした住宅施策は、自治体同士の競争が激しくなっている中で、一歩も二歩もリードした施策であり、定住人口などの拡大に向けて、十分に期待できるものです。以上、令和 4 年度の予算は、国勢調査結果の状況を踏まえた強い危機感のもと、町の衰退を食い止め、発展に向かっていく強い意志と、そのための戦略、戦術が伺います。「活気あふれる明るい町」、「町外と活発な交流のある町」の 2 つのビジョンの実現に向かって、今後の中長期的な成果を期待し、賛成討論といたします。

●福島議長

議案第 10 号についての賛成討論が終わりました。

議案第 10 号について討論を繰り返します。

他に、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

他に、賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

いずれも、討論がないようですので、議案第 10 号の討論を終わります。

残余の議案について討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

討論なしと認めます。

続きまして、採決に入ります。

議案第 4 号から議案第 22 号までの 19 件について、順次、採決を行います。これらの議案について、各委員会からは、いずれも可決とすべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

初めに、議案第 4 号美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別偏見等防止条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

举手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、美郷町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●**福島議長**

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●**福島議長**

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●**福島議長**

举手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、令和 4 年度美郷町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手多数)

●**福島議長**

举手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、令和 4 年度美郷町住宅新築資金等貸付け事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●**福島議長**

举手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、令和 4 年度美郷町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●**福島議長**

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、令和 4 年度君谷診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●**福島議長**

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

(举手全員)

●**福島議長**

次に、議案第 14 号、令和 4 年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、令和 4 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●**福島議長**

挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、広島市と島根県邑智郡美郷町の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会から発委第2号、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されましたので、上程いたします。

お諮りします。

発委第2号につきましては、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認めます。よって、提案の説明を省略することに決しました。

それでは、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、派遣することに決しました。

日程第8、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してありますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和 4 年美郷町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 後 1 時 4 0 分)